

藍住町立図書館システム更新業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月
藍住町立図書館

1 目的

藍住町立図書館では、令和2年10月1日に導入した図書館システムを使用し、図書館における資料貸出等の奉仕系業務及び資料の管理業務並びに利用者端末の運用等の図書館サービスを提供している。

現行システムは昨年9月末で導入から5年が経過したことから、リース期間を1年間延長し、継続してシステムを使用している。このため、今後も安全で安定した図書館サービスを担保するためには図書館システムの更新が必要となっている。

本業務は、図書館システムの再構築を実施するにあたり、最新の情報化技術を取り入れ、利用者の利便性の向上や迅速な情報提供を実現するとともに、蔵書検索機能の強化、業務の円滑化・効率化等の達成を目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 藍住町立図書館システム更新業務

(2) 業務内容 「藍住町立図書館システム更新業務仕様書」による。

(3) 契約期間

システムの構築：契約締結日から令和9年3月31日まで

システムの保守：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※システムの本格稼働は令和9年4月1日からとする。

※契約期間満了後は、単年度ごとに保守契約等を締結するものとする。

(4) 提案上限金額

提案上限金額は、初期費用及び契約期間満了までの運用費用を含むものとし、内訳は以下のとおりとする。

費用内訳	費用の内容	提案上限金額
初期費用	構築、設定費用等の、システムの稼働に必要なすべての費用	18,169,500円
運用費用	令和14年3月31日までのシステム利用料及びライセンス費用、保守費用等の運用に係るすべての費用	21,474,000円
合 計		39,643,500円

※消費税及び地方消費税を除く。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 藍住町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置対象者でないこと。
- (6) 藍住町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 スケジュール

項 目	期 限
公募開始	令和8年8月 4日（火）
質問書の受付期限	令和8年8月 7日（金）午後5時
質問書の回答期限	令和8年8月12日（水）までに随時
参加表明書提出期限	令和8年8月18日（火）午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年8月21日（金）
企画提案書・見積書の提出期限	令和8年9月 1日（火）午後5時
事業者選定委員会 ※書面会議 （参加資格審査）	令和8年9月 8日（火）～ 9月11日（金）（予定）
事業者選定委員会 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年9月25日（金）～ 9月30日（水）（予定）
審査結果の通知	令和8年10月上旬（予定）
契約候補者と協議（仕様書の確定）	令和8年10月上旬（予定）
契約締結	令和8年10月上旬（予定）

日程については、本町の都合により変更となる場合がある。

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）に質問内容等を記入の上、電子メールにて事務局へ提出すること。また、電子メールで送信後、電話にて到達確認を行うこと。

メールの件名は、「【会社名】藍住町立図書館システム更新業務 公募型プロポーザルの質問について」とすること。なお、電子メール以外の質問は不可とする。

(2) 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

「16. 事務局（提出・問合せ先）」のとおり

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年8月12日（水）までに藍住町公式ホームページにおいて随時公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルに公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に扱うものとする。また、回答は必要に応じて複数回に分けて行う場合がある。

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月18日（火）午後5時（必着）

(2) 提出先

「16. 事務局（提出・問合せ先）」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は事前に事務局へ電話連絡を行うこと。また、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）又は会社パンフレット

ウ 業務受託実績書（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

オ 履歴事項全部事項証明書又は現在事項全部証明書

カ 国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

7 参加資格確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和8年8月21日（金）までに参加表明書を期限までに提出した者（以下、「参加表明者」という。）へ通知する。なお、結果通知で参加資格を有することを認められた者（以下、「参加事業者」という。）は、「9. 企画提案書・見積書の提出」に基づき、必要書類を作成し、提出すること。また、参加資格審査に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。なお、辞退したものは、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

9 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月1日（火）午後5時（必着）

(2) 提出先

「16. 事務局（提出・問合せ先）」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は事前に事務局へ電話連絡を行うこと。また、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出書類・その他

別紙「藍住町立図書館システム更新業務企画提案書作成要領」のとおり

10 選定委員会及び審査方法

(1) 選定委員会

藍住町立図書館システム更新業務事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 委員構成

委員会の委員氏名については、公平性を確保するため公表しないものとする。

(3) 審査方法

提案内容の審査、評価及び受託候補者の選定を行うため、1次審査においては、提出された企画提案書及び見積書について、2次審査においては、別紙「藍住町立図書館システム更新業務プレゼンテーション・ヒアリング実施要領」に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会が評価基準を基に審査を行う。

11 評価及び選定について

- (1) 評価は、別紙「藍住町立図書館システム更新業務評価基準書」（以下、「評価基準書」という。）により実施する。
- (2) 委員会において、評価基準書に基づいて採点を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。次に高かったものを次点交渉権者として決定する。ただし、評価合計点が満点の6割に満たない場合は、選定の対象外とする。
- (3) 評価合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、評価基準書の「1. 企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価基準」の点数が高い者を受託候補者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。
- (4) 参加事業者が1事業者のみとなった場合でも審査を行う。なお、評価点の6割を最低基準点とし、採点結果が最低基準点を満たす場合は当該事業者を受託候補者として選定する。

12 資格喪失

次のいずれかの事項に該当した場合は、参加事業者の資格を喪失する。

- (1) 本要領で定める参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書やその他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 委員会や関係職員及び他の提案関係者と不正な接触があった場合
- (6) 提案上限金額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 「14. 契約事項」で行う協議が整わなかった場合
- (8) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- (9) その他、本実施要領に違反するなど委員会が不適格と認めた場合

13 審査結果の通知について

審査結果については、全ての参加事業者に対して通知する。また、受託候補者として選定した事業者名を藍住町公式ホームページにおいて結果公表を行う。

14 契約事項

- (1) 提案した企画提案書により受託候補者に選定されたことをもって、提案した全ての内容（範囲）の契約を保証するものではない。契約内容等については、別途、本町と受託候補者となった事業者で仕様並びに費用等を協議の上、仕様書を確定する。ただし、費用については提案上限金額を超えることはない。

- (2) 契約については、確定した仕様書を基に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

業務の内容に応じて賃貸借契約、保守契約及び使用契約とし、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を適用するものとする。

- (3) 「12. 資格喪失」のいずれかの事項に該当し、受託候補者との契約締結が不可能となった場合は、次点交渉権者との協議を行うことがある。
- (4) 契約の履行に関しては、藍住町財務規則（昭和36年藍住町規則第14号）及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

15 その他

(1) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費、その他本プロポーザル参加に要する全ての経費は参加表明者の負担とする。

(2) 提出書類等の取扱い

- ア 提出書類一式は原則として返却しない。
- イ 提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 本町より提出書類の内容その他について照会することがある。その場合には、速やかに回答すること。
- エ 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- オ 参加表明者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く）を本提案の目的以外に使用し、または第三者に開示、漏洩してはならない。
- カ 本町は、提出された書類を評価に必要な範囲において複製できるものとし、本プロポーザル以外の目的には、参加表明者に無断で使用しないものとする。
- キ 提出された書類は、藍住町情報公開条例（令和5年藍住町条例第13号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。

(3) その他留意事項

- ア 参加事業者は、本要領及び「藍住町立図書館システム更新業務仕様書」を熟読し、遵守すること。また、本町の指示に従い、円滑な受託候補者の選定に協力し、正常な選定の執行を妨げることや、他の参加事業者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる参加事業者としての態度を保持しなければならない。
- イ 参加事業者は、受託候補者決定後において、本要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 提案、その他手続きに使用する言語、数字及び通貨は、日本語、アラビア数字及び日本国通貨に限る。

16 事務局（提出・問合せ先）

藍住町立図書館（担当者 吉田）

〒771-1202 徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊175番地2

電話番号：088-692-0070

メー ル：library-aizumi@ca.pikara.ne.jp

※電子メールを送付する際は、送信した旨の電話連絡を行うこと。